

唐招提寺
所藏

古本令私記所載の令条文について

橋 本

裕

序

最近、唐招提寺宝蔵から令の注釈書の断簡が発見された。それについては、まず田中稔、狩野久両氏による「唐招提寺所藏古本令私記並びに音義断簡について」⁽¹⁾（これを論考Aとしておく）によって報告され、ついで嵐義人氏による「最近発見の令私記断簡に就いて」⁽²⁾（これを論考Bとしておく）という研究も発表された。その後、新たな断簡の発見に伴って狩野久氏による「唐招提寺所藏古本令私記断簡補遺」⁽³⁾（これを論考Cとしておく）という報告が公表された。これらの報告や研究によって、この「古本令私記」（前記の報告の命名にしたがって本稿においても同じ呼称を用いる）の性格が明らかにされてきたようである。しかし、それにもかかわらず、この古本令私記にみえる令条文がどの令に基づいたものであるかという点については充分解明されていないように思う。もちろん、未発見の断簡が今後発見される可能性も残されているわけであり、あるいはそれによってこの問題が解明されるかもしれない。また私自身この点についてさほど確固とした説を持っているわけではない。ただ、こうした研究の一助になればと思い、あえて愚見を開陳して諸賢の御批判を仰ぎたいと思う。

古本令私記は現在のところ五つの断簡が発見されており、軍防令、營繕令、関市令の短い令文語句を引用し、語句ごとに割注の形で注釈をほどこすというスタイルをとっている。ただ、現存養老令条文とはいくつか異なる箇所があるが、その個所の大宝令語句復原は困難である。その注釈は「甲云」「乙云」で始まるものと、それのないもの（論考Bでは仮に丙と命名されている。筆者もしばらくこれに従う。）とから成っている。この本の紙背はのちに聖教を書写するために利用された。

論考Aの発表時点では断簡A・B・Cしか発見されていなかった。この論考によると、その書写年代は書風によって平安時代初頭（九世紀中葉以前）を降らず、また營繕令9須女功条の「本司」をこの本が「縫殿寮之」と注釈しているのは大同三年に縫部司を采女司とともに縫殿寮に併合した事実に基づいた注釈と考えられるとして、大同三年を古本令私記の成立年代の上限としている。

また、古本令私記の注釈の内容の特色として論考Aは次の点を挙げている。①字書的記述のものが多いこと、②集解語説や義解のような条文の適用に関する議論が全体に希薄であり、この本が当代一流の明法家の手になる注釈書ではないらしいこと、③しかし同時に前述の營繕令条文の解釈などからこの本の作者がいわば現実受容的である面もある、などである。

さらに論考Aは、この古本令私記所載の令文について三つの可能性を述べている。①この本の成立年代から考えて大宝令とすることは困難であるが、異同の字句のある条文について古令を復原することができない以上、大宝令の可

能性を全く否定するということとはできない。②延暦十年から弘仁三年まで施行された刪定令は二十四条から成っているのであるが（論考Bによって指摘されたように、これは刪定律令とすべきである）、養老令との異同箇所をふくむ古本令私記の令条文は（論考Aの発表時点において）全体で十条までであるから、その部分が刪定令に拠っている可能性もある。③この令文が大宝令、養老令いずれの令によるにせよ、義解、集解に引用されているものとは伝来の系統を異にするテキストに拠っているかもしれない。

論考Bは、古本令私記の注釈と令義解、令集解の注釈との詳細な対照表を示し、双方の注釈が互いの関連を持たず、全く別系統の文であることを明らかにしている。また丙の用字法から丙の筆録者が仏家の出であろうとし、また、古本令私記所載の令条文は令義解の巻立てを二倍にしたものと解しようとしている。

さらに論考Bは古本令私記所載の令文については④書風より成立年代を決定することはできず、必ずしも九世紀中葉以前とはいえないこと、⑤丙の用いる和訓は上代特殊仮名遣い甲乙表記を正確につかい分けているが、まだ例が多いとはいえず、甲乙を意図せずともそのように書きうる可能性はあるので奈良時代中・末期にまで引き上げることには必ずしも賛同できないこと、⑥さらに、丙に「縫殿寮之」という一句が存する以上、すくなくとも丙は大宝令の注釈書たりえないこと、などから大宝令説を否定している。⑦刪定令の混在の可能性についても、穴記の作者でさえ養老令と別個に刪定令文を持っていたとし、まして律令に疎い古本令私記が養老令と刪定令との注釈を条項に応じて正しく綴りあわせていたとは考えられないという見地から、そうした可能性を否定する。⑧そして、巻立ての増加の傾向が本の流布されるに従って生じるという点より、古本令私記を令義解の成立後にできた養老令の注釈筆記としている。

論考Cは、その後新たに発見された古本令私記の二つの断簡（D・Eいずれも軍防令の注釈）の調査報告を行ない、さらに古本令私記の軍防令条文で養老令と相異する語句についての検討を行なっている。その結果、一方が和

風、他方が唐風という例や、その逆の例のあることを紹介している。そして、いま見ることのできる限りの古本令私記に含まれた軍防令条文の条文数は十七ないし十八と考えられるが、そのうち現存養老令との相異字句は九箇所、八条におよぶこと、また古本令私記にみえる条文の字句がやや生硬で適切さを欠くのに対して、現存養老令の字句は古本令私記の問題のある用字をより平易にし、適確な字句に改めていることを報告している。さらに古本令私記の令文について「現存養老令に先行する令文の可能性が考えられる」としている。

以上、諸先学の考察を適切に紹介しえたかいささか心もとないが、古本令私記の令条文についての論考A、B、Cの見解はほぼ以上のように要約しうるものと思う。

二

さて、古本令私記に引かれた令条文が現存する令義解、令集解に引用された養老令条文と同一のものでないことはすでに明らかであるが（別表参照）、それをどのように考えるべきかという点から検討してゆきたい。

そのさい、大別すれば二つの解釈があると思う。一つは、古本令私記の令文は養老令であるが、現存する令義解、令集解に引用された令文とは伝来の系統を異にするという見方であり、もう一つは、そもそも古本令私記の令文は養老令条文ではないとする見方である。そこでまず古本令私記の令文が現在知りうる養老令と系統を異にするものという考えが成立するのかどうか検討を加えてみよう。

次に示すのは、令義解所載の養老令条文と異なった古本令私記の語句である。

①孟（軍15——別表の軍防令の15項の意。以下同じ。）

軍防令第七条に「盃」の字がみえるが、これは盆の異体である。古本令私記の「盃」はこの字の写し誤りか、別の異体とみることもがきる。

② 巫草 (軍 17)

軍防令第七条にみえる「剉碓」に相当するものであることは論考Cで考察されている。

③ 行纏 (軍 19)

軍防令第七条にみえる「脛巾」に相当するものであることは論考Cで考察されている。

④ 免上 (軍 28)

ただちには現存養老令に相当語句を見出すことは困難である。この語句の前にある「抛石」(軍 27)は軍防令第十条にあり、後にある「麻名」(軍 29)は第十四条の「歴名」に相当すると思われるので、その間の軍防令語句をみると、第十一条に「凡衛士者、中分一日上、一日下」とみえ、また「至午時各放還」とみえる。古本令私記「免上」はこれらのいずれかの語に相当するものかとも思われるがよくわからない。なお第十四条には「免国内上番」とみえるが、軍 35 がこの語句の注釈をしているのでこれは考慮からははずしてよいであろう。

⑤ 麻名 (軍 29)

軍防令第十四条の「歴名」に相当するものと思われる。「麻」は歴の異体が誤写とみることができ。

⑥ 軍団主帳 (軍 33)

「主帳」の語は現存軍防令には第十三条にしか見られない。しかし、「軍団主帳」と熟した語句は養老令全体を通しても見られない。

⑦ □文 (軍 34)

ただちには相当条文は見出しがたい。この語について「乙云」が軍団の主帳の任用に關して言及しているから、おそらく主帳任用条件に關係する条文、すなわち軍防令第十三条に相当するものかと思われる。

⑧ 彼還者 (軍36)

「彼」を「使」に置きかえると軍防令第十五条にみえる語句と一致する。誤写ということが考えられるが、「彼」の字のままでも意味が通じないこともない。

⑨ 侍従為使 (軍45)

軍防令第十九条に「侍従充使」とみえるから、それに相当するものと思われる。「為」であっても「充」であっても、意味上大きな差異はなからう。

⑩ 節級 (軍48)

ただちには相当語句を見出せない。ただ、古本令私記のこの前後の語句はいずれも軍防令第二十条のものに相当するので、この語も第二十条もしくはその前後のものに相当するとみるのが穩当である。「節級」の注釈中に「科」の字がみえるが、これは罪科に關係した注釈とも読める。そうとすれば、「節級」を第二十条の「隨事」に当て、古本令私記のみた令文では「節級推罪」となっていたと考えるのも一案であろう。ちなみに、これに似た語句として養老賦役令30斟酌功力条に「節級推科」という語句のあることを書きそえておく。

⑪ 配領 (軍52)

軍防令第二十一条の「配隸」に相当するものであろう。

⑫ 譏呵 (軍53)

軍防令第二十二条の「呵叱」に相当するものとみてよいであらう。

⑬ 勘度者 (関 8)

関市令第五条に「及庸調度関係者」、「共所送使勘度」といった語句がみえる。これらのいずれかに相当するものであろう。

⑭ 為糺獲 (関 21)

関市令第八条に「為人糺獲者」とみえるから、それに相当するものと思われる。ただ、「人」の字がなければや意味があいまいになる。

⑮ 布價 (関 27)

ただちには相当語句を見出しがたいが、古本令私記の注釈が、官の布の価は必ず中布をもつてするというようなことを述べているから、内容的には関市令第十三条に相当するものとみるのが穏当であろう。「中估價」がその相当語句であろう。

以上十五個所が現存養老令文と異なる古本令私記の令文である。この中には、書写の過程におけるたんなる手違いから生じたと解釈しうる異同もある。①⑤⑧⑬⑭などはそうした例である。ところが、それ以外の異同の中に書写過程の問題では解決できない例が多く含まれている。一般に言って、系統の異なる本の異同は書写過程の誤りや省略によって生ずるものである。ところが古本令私記と現存養老令との異同はともそうした説明だけでは解決がつかない。古本令私記が九世紀中葉以前に成立したものとすれば、養老律令が施行されてよりほぼ百年以内に編纂されたことになるが、かかる期間にこれほどの異同が生じるほど書写を重ねたものとは考えがたい。例をとって述べるなら、②の場合、古本令私記所載の令を筆写した者がもとの令に「劄確」とあるものを何らかの意図をもって「萃草」と書きかえたか、もしくははもとの令に「萃草」とあったものを何らかの事情によって書写の過程で「劄確」と書きかえられて

現存養老令に伝えられたものとか考えられなくなる。これはやや無理のある解釈だが、③や⑫などについてもこれと同様に考えざるを得ない。それどころか、④⑥⑦⑩⑮のように相当語句を現存養老令の中に容易に捜しえない例すらあったわけである。このようにみえてくると、そもそも古本令私記所載の令条文が養老令なのだとする考え方に疑問をさしはさまぬわけにはゆくまい。私は、ここで古本令私記は養老令そのものの注釈書とは認めがたいとひとまず結論しておく。

三

古本令私記の引く令文が養老令そのものでないとすれば、①刪定令の混入、②大宝令、という可能性を検討してみべきであろう。浄御原令やそれ以前のものはおそらく考慮に入れる必要もあるまい。⁽⁴⁾

そこでまず刪定令の混入という点について考えてみよう。刪定令は、滝川政次郎氏の『律令の研究』によれば、「養老律令の条文間に於ける矛盾を除去し、不均衡を芟除し、字句の不適當なるものを取換へるために編纂せられたものであらうと考へ」られるのである。この見解は妥当なものであらう。しかるに、さきの養老令と異なる個所の比較をみても、このような編纂の姿勢を窺うことができない。異同のある字句だけを考えてみても、とくに古本令私記の令文が平易であるとか、その部分の養老令条文に不適當な点があるとかいったことも思いあたらない。むしろ論考Cによれば、古本令私記の字句のほうがやや生硬で適切さを欠くという。もちろん古本令私記にみえるのは条文の断片的な語句のみであり、その条文のいう内容まで知ることが困難なので安易な結論はつしまねばならないが、ここに刪定令の語句が混入しているといえる積極的な材料はないように思う。したがって、論考Bにいうように、古本

令私記が二種の令条文を条項に依じて綴り合わせたものとはやはり考えがたいように思う。

四

このように、古本令私記にみえる令条文が養老令そのものでなく、刪定令の混入したものとも考え難いとすれば、残る大宝令の可能性について考慮に入れてみる必要が生じる。

ところが、さきに述べたように、論考Aによれば、古本令私記の成立年代が大同三年以降と考えられることから、これを大宝令の注釈書とみることにして否定的な考えが示されている。つまり、營繕令9須女功条の「本司」を義解、古記、釈説がいずれも縫部司と解しているのに対して、古本令私記が縫殿寮と注しているのは大同三年に縫部司を采女司とともに縫殿寮に併合した事実⁽⁵⁾に基づいた注釈と考えられるというのがこの説の根拠である。

論考Bもこの考えに同調して大宝令説を否定している。

だが、その注釈が大同三年の事実に基づいたものと断定できるであろうか。この注釈が大同三年以前に記されるということはまったく考えられないことなのであろうか。私は大同三年以前においてもこうした注釈がほどこされる可能性があると考えている。

問題となる条文語句を含む營繕令9須女功条は次の如くである。

凡在京营造雑作、応須女功者、皆令本司造、若作多、及軍事所用、量謂不済者、申太政官、役京内婦女、

この「本司」については前述のように、義解、古記、釈説はいずれも縫部司と解しておりそれについての異説は令集解の中にはみられない。義解などの法家がそのように結論したのは、縫部司のもとには縫女部という集団のあること

が職員令（官員令）に規定されており、これが女功になるのだと考えたからであろう。本来この集団は衣服の裁縫にあたるものである。このほかに衣服の裁縫の事を掌る令制官司として、縫殿寮、後宮の縫司、東宮の主藏監があるのだが、これらの官司には裁縫にあたる人的集団についての令規定がない。義解等の説が縫殿寮などをあげなかったのはそのような事情によるのではなからうか。ただ、縫司の尚縫の職掌規定の中に「兼知女功及朝参」とみえるのであるが、この女功がいかなる集団なのかについての規定を欠くため、考慮に入れられなかったのであろう。

それでは、古本令私記の注釈はなぜここで女功の「本司」を縫殿寮としたのであろうか。さきの論考Aのような考え方も一つの解釈である。だが別の考え方もできるように思う。縫殿頭の職掌の中に「裁縫衣服」とみえるが、実際には縫司で裁縫するのを縫殿頭が掌握していたとも考えられるのである。⁽⁶⁾とすれば事実上、縫殿寮が女功たりうる集団の本司とみなされる可能性も充分考えられる。また、天平十七年十月十八日の縫殿寮解によれば縫殿寮が多数の婦人を管轄下に入れていたことがわかる。この婦人たちがともと縫司に属するものであったかどうか断定はできないが、いづれにしても縫殿寮が多数の婦人を動員しうる権限を持っていたことだけは否定できない。養老令の規定では縫殿頭は、女王、内外命婦、宮人の名帳、考課の事を掌るものであり、こうした職掌を通して事実上、仕官している婦人の人事権ひいては動員権まで持つようなことがあったのではなからうか。そのような背景を考えると、古本令私記の注釈が必ずしも大同三年以降のものでなければならぬとは限定できないように思われるのである。この「縫殿寮之」という注釈は、古本令私記の年代決定のためにはあまり役に立たないように思う。

なお、論考Bによれば、関市令の注釈の首に「巻第十八」と記してある巻数表記は令義解の巻立てを二倍したものと解しようときれ、もしそうでないにせよ、巻立てに著しい増加がみられると述べている。そして、令集解などが流布するにしたがって巻数の増加する傾向が読みとれることから、古本令私記のこの断簡の成立が令義解の成立より後

のことという見解が表明されている。しかし、この説について私に誤解があるのかもしれないが、今のところ、この説を認めることができない。

まず関市令の注釈の首の文字であるが、論考Aで報告された写真による限り「第十八」の文字は読みとれるが、「卷」の字はまったく見えない。したがって、これが巻数表記なのか否かも明らかでないわけである。たとえば、令義解によれば「関市令第廿七」という表記があるが、これは巻数を示すものではなく、令の編目の順を示すものである。こうした例のある以上、この「第十八」が何を示すものかについては速断をつつしまねばなるまい。

さらに、もしこれが巻数表記であるとしても、なお論考Bの論旨には従いがたい。論考Bにおいてすでに認められているごとく、古本令私記の注釈が令義解、令集解などの諸私記と系統を異にしている以上、両者の書写関係を持ち出すことはつつしまねばならず、令義解の巻立てを二倍したとか増加したとかいった議論はあまり意味をなさなくなるのではなからうか。

したがって、令義解以降成立説も積極的な根拠を持たないものとみなさざるをえない。

五

このように、古本令私記大同三年以降成立説や令義解以降成立説が確実な根拠を持つものでなくなった以上、これが大宝令の注釈書である可能性はますます濃くなったといえる。しかし、これまでは、大宝令以外のものを考えるのが不合理であるとか、大宝令としてもおかしくないといったいわば消極論を述べてきたにすぎなかった。したがって次に積極的に大宝令注釈書にほかならぬことを証明せねばならぬのであるが、これは今の私にとって困難な課題であ

る。ただ、大宝令注釈書と考えるのに有利な個所があるように思うので、それについて言及して小論を閉じたい。

ここで取り上げるのは軍防令の断簡中の第34項の、

□文乙云軍団中取知書
為主帳但不為考

という部分である。前述したように、これはおそらく軍団の主帳の任用条件について触れている個所であろうと思われる。

そこで、やや論旨がまわりくどくなるが、しばらく軍団の主帳を考察の対象としてみよう。

軍団の主帳についての養老令の規定は次の二条のみである。

〔職員令79軍団条〕

軍団

大毅一人、掌檢校兵士、充備戎具、調習弓馬、簡閱陳列事、少毅二人、掌同大毅、主帳一人、校尉五人、旅帥十人、隊正廿人、

〔軍防令13軍団大毅条〕

凡軍団大毅小毅、通取部内散位、勲位及庶人武芸可称者充、其校尉以下、取庶人便於弓馬者為之、主帳者、取工於書算者為之、

職員令の規定によれば、一つの軍団について主帳が一人置かれるものであることがわかるが、そこには職掌は記されていない。軍防令によると、大毅、少毅や校尉以下が武芸にたけた者から取られるのに対して、主帳は書算にたくみな者から取られるとあって他の軍団の職員とくらべて異なった性格を持つ者であることがわかる。おそらく書記官的存在とみてよいであろう。郡司の主帳の職掌は養老職員令74大郡条に「受事上抄、勘署文案、檢出稽失、讀申公

文、」と規定されている。同じ主帳という名称を持つ官職が郡の場合も軍団の場合も同じような職掌内容を期待されたとしても不自然なことではなからう。ちなみに、大宰府や国の主典の職掌規定は郡の主帳のものと同文である。軍団の主帳も軍団における主典とみてよいのではなからうか。⁽⁸⁾ 職員令集解79軍団条の朱説も「主帳掌造文書也」、また跡記も「主帳亦合習郡主帳也」として、いずれも軍団の主帳が文書を造るなど、郡の主帳に准じた職務を期待されるとの説を述べている。⁽⁹⁾

なお、軍団の職員のうち、考叙の対象となるのは大毅、少毅だけであって、主帳などはそのうちに含まれていない。⁽¹⁰⁾

つぎに養老令施行期の軍団主帳の実態について簡単に触れておきたい。続日本紀神護景雲三年九月丁卯条によれば、軍団の主帳は任用されたとき爵一級が与えられるとされた。宝龜四年八月二十九日太政官符(三代格)によれば、地を除いて軍団制が廃止される。⁽¹¹⁾ そうした「辺要」地の軍団においては、それまでみられなかった職田や糧米の給付が行われるようになるが、そのさい注目すべきことは、そうした例がほとんど軍毅と主帳の両者に対して行なわれたものであり、他の軍団の職員はまったくそうした特権にはあらずかかっていない事である。⁽¹²⁾ このようにみると、軍毅と主帳とが比較的近い地位にあり、しばしば似たような待遇を受け、校尉以下はそれに及ばぬ地位しか与えられていなかったことがわかる。

ところが、ひるがえって大宝令施行下の軍団主帳の実態といえば、ほとんど何も知られないのが実情である。というのは、正史や正倉院文書にも大宝令施行下の軍団主帳の存在のあととまではまったく見えないからである。天平期の正税帳や計会帳などを通して軍毅や校尉以下の官員の活動のあとがわりあいよくわかるだけに、この点は奇妙に思えてく

る。

そこで新旧両令において、軍団の主帳についての規定に異同があるのではないかと考えるのが自然である。ところが大宝令における軍団主帳の規定条文はほとんど復原不可能といってよい。令集解の古記においても軍団の「主帳」の語すら用いた個所がないのである。ただ、職員令集解24兵部卿条の穴記が目下のところ大宝令における軍団主帳について考えさせる唯一の手がかりである。この条には兵部卿の職掌が記してあり、その中に「内外武官名帳」や「兵士以上名帳」といった語句がみえる。この後者の語句について穴記は次のように述べている。

兵士以上、主帳以下也、与郡司已殊故、不約武官之文、又古今簡用兵士中也、於今、亦国司簡取耳、難解な部分もあるが次のように意識できるかと思う。

ここで「兵士以上」というのは主帳以下のことである。郡司の主帳の場合とはすでに異なつて（そうした官人の立場に立ちえないので）、「武官」の語の中に軍団の主帳は含まれていない。古令では兵士の中から主帳を簡用しているためである。今においては国司が主帳を簡取するのである。

この解釈に誤りがないとすれば、古令すなわち大宝令では主帳を軍団の兵士から選ぶことになつていたことがわかる。⁽⁸⁾また、穴記がことさら古令の制度に言及したということは、言外に養老令制では軍団主帳は兵士の中から選ばれるのではなく、はじめから主帳として任用されるものであることを示すものといえる。

そうした軍団主帳制の推移をみると、さきに挙げた古本令私記の「乙云」をいかに評価すべきであろうか。「乙云」の注釈を意識すれば次のようになる。

軍団の中から書を知る者を取つて主帳とする。ただし考叙の対象とはならない。

この「乙云」のいう「軍団」とは何を指すのであろうか。私は、大毅、少毅あるいは校尉以下のような軍団の幹部を

指すとは考えない。というのは、たとえば、養老令においては軍団の各職員の設定と任用条件が明らかにされてお
り、そうした者の中で軍団主帳を兼任する者があったとは思えない。それは郡司の大領が郡司の主帳を兼任するとは
考えられないのと同様である。また、大宝令制の場合でも、大毅などの官員がこの「軍団」の語に含まれるとは思え
ない。詳述は避けるが、天平期の正倉院文書を見ると、彼らは文書通送や部領使などの任務にあたりたりしている
が、⁽⁴⁴⁾これは彼ら自身、書を知っている証拠ではなからうか。知らなければこうした国衙事務に責任をもってあたれる
はずがない。もしこの「軍団」の語がこうした書を知る官員を指すものなら、はじめから「軍団中知書」などと注釈
する必要はないはずである。むしろこの「軍団」の語は事実上、兵士を指すものと考えるのが妥当なのではなからう
か。そのように考えるのでなければ、書を知る者という条件をつける意味がなくなってしまう。

とすれば、さきほどの穴記の注釈、すなわち大宝令制の軍団の主帳は兵士から取られるという説と、この「乙云」
の注釈とが内容的に一致することになり、「乙云」が大宝令制を背景にした注釈を行なっていることが明らかに
なる。このことは、古本令私記が大宝令の注釈書であるとみるのに非常に有利な材料となるのではなからうか。

六

以上、不十分ながら古本令私記がどの令に基づく注釈書であるかという点について検討を加えてみた。つまるところ
決定的な証拠といったものは見出せなかったかもしれないが、養老令もしくは刪定令が混入したとみるには不合理
な点が多く、一方、大宝令とみるのに有利な素材を指摘できるといふことにならう。

論考Bにおいて、古本令私記の丙にみえる和訓が列挙され、それらが上代特殊仮名遣いの甲乙表記を正しく使い分

けていることも指摘せられているが、このことも私の所論に益するところがあっても、令義解以降成立説にはあまりプラスにならない材料ではなからうか。

本稿で問題にしたことは、日本の律令を研究するうえで非常に重大な点に触れているように思う。しかし、古本令私記の断簡は今後も発見される可能性もあり、今ただちに結論を急ぐことはさしひかえたい。ただ、目下のところ、ひとまずこれが大宝令の注釈書であると考えるのが最も合理的なのではないかと提言したのである。なお論ずべくして論じ残した点もあろうし、誤謬もあるものと思う。諸賢の御叱正と御教示を賜わりたく願う次第である。

註(1) 奈良国立文化財研究所年報一九七二。

(2) 皇学館論叢六一四。

(3) 奈良国立文化財研究所年報一九七三。

(4) 古本令私記の注釈文中に「国司」の語が二回みえる。「国司」の語はおそらく大宝令施行以後に用いられるようになったのであり、それ以前は「国宰」の語が用いられたものと思われる(齋田香融氏「国衙と土豪との政治関係」『古代の日本9研究資料』所収)。したがって古本令私記が浄御原令やそれ以前の法令の注釈書であるとはみなしがたい。

(5) 類聚国史一〇七縫殿寮大同三年正月壬寅条。

(6) 松原弘宣氏「『宮人』考」(統日本紀研究一七一)。

(7) 大日本古文书二一四六七。

(8) 職員令において、大郡の主帳の職掌のあとに「余主帳准此」とみえる。一つの解釈として、「余主帳」とは上郡、中郡、下郡、小郡の主帳のみならず、軍団の主帳までをも指すものとも考えることができる。

(9) 牧に牧長と牧帳とを置くことが養老厩牧令5牧每牧条にみえる。同条集解の朱説は牧帳の帳の字について「帳、謂書人也」と説明している。

(10) 養老考課令67考郡司条およびその義解など。

(11) 三代格延暦十一年六月七日勅。

註(12) (13) (14)は五六頁につづく

〔別表〕

A		D		A			D		E				断簡項目	
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	軍名
裏 □任心	火軍	當色庫 貯設當部 □ 甲云軍丁調度 □	貯設備	行 之時 軍行	立也 □	差 佐須 □	也 □	閻 □	赤取統也	五人 長 □	副人	領領 □	□	古本令私記
7	6.7?	6	6	6	5	5	?	4	3?	1.2?	1	1	?	対心養老令条 備考 (括弧の中は養老令語句)

A		D		A			D				D				
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
征 伐也 征	麻名 □ 札之	免上 仕事者 放云耳	拋石 乙云音別校 及石彈也	弄槍 取戦 乙云	赴 習 師者可 行但及 軍行之 日莫科 云	不計行程 乙云不計往 来之道程	用莫	人別 每乙云	去 持乙 土常服 之也	蛙 履也乙云 唐麻履也	行纏 足纏 布□ 裝等 經腰	胡籛 藜也 又藜	莖草 切	也 得	孟 孟
14	14?	11?	11	11	9	8	7?	7	7	7	7?	7	7?	7?	7?
	「歴名」の書き誤りか、異体であろう。	「一日下」の「下」に相当か、あるいは「放還」に相当か。					「自外不須」に相当する語句の注釈か。				「胛巾」に相当か。		「劍確」に相当か。	「隨得二□」に相当する語句の注釈か。	「盞」の書き誤りか異体か。

A

46	親白 <small>耳</small> 親白 <small>耳</small> 云	20		45	侍從 <small>爲使</small> 侍從 <small>爲使</small> 侍從 <small>爲使</small> 侍從 <small>爲使</small>	19?	「侍從充使」に相当か。	44	奏遣使 奏聞 <small>而遣</small> 奏聞 <small>而遣</small> 奏聞 <small>而遣</small>	18		43	發日 將立往 將立往 之日也	19		42	〇 <small>甲云</small> 京郊 京郊 <small>甲云</small>	18?	「其家在京者」あるいは「奏遣使効勞」に關係か。	41	旋 <small>乙云</small> 歸也 旋 <small>乙云</small> 歸也	18		40	凱 <small>乙云</small> 樂也 樂也 <small>乙云</small>	18		39	其家在京者 <small>甲云在外者亦斟酌存問</small> 亦斟酌存問 <small>甲云在外者</small>	16		38	不得併遣 戸亦同	16		37	父子	15?	「彼」は「使」の誤りか。	36	彼還者 <small>若所使而還來者等之</small> 若所使而還 來者等之	14		35	免國內上番 <small>若无位若位有彼類者爲分番</small> 若无位若位有 彼類者爲分番	13?		34	〇 <small>乙云</small> 軍團中取知番 爲主帳 <small>但不爲考</small>	13?	軍團主帳の任用についての語句の一部か。	33	軍團主帳 <small>甲云隨宣一二人爲</small> 二人爲 <small>乙云</small>	11	「13・38条にも似た語句があるが、「甲云」の内容から考えて無理。	32	習弓馬 <small>甲云權以</small> 官馬充 <small>甲云權以</small>	14		31	防 <small>往</small> 守		
----	--	----	--	----	--	-----	-------------	----	---	----	--	----	-------------------------	----	--	----	--	-----	-------------------------	----	--	----	--	----	--	----	--	----	---	----	--	----	-------------	----	--	----	----	-----	--------------	----	---	----	--	----	---	-----	--	----	---	-----	---------------------	----	---	----	-----------------------------------	----	--	----	--	----	----------------------	--	--

B

A

9	一度段	8	紵斷 <small>俗云富己</small>	7	生 <small>和漏久反</small>	6	溢 <small>佐毗反</small>	5	申省 <small>乙云別簡功熊附籍申省</small> 熊附籍申省	4	省 <small>民部省也</small>	3	〇 <small>共帳云耳</small>	2	有解 <small>乙云</small> 而 <small>乙云</small> 而 <small>乙云</small>	1	營 〇 <small>應科折若彼物之損益</small> 而可折科有者云 <small>乙云</small>	53	譏呵 <small>叱</small>	22	「呵叱」に相当か。	52	配 <small>眞</small> 乙云當付也	21?	「配隷」に相当か。	51	〇 <small>副將軍有充也</small>	21?	前項のつづきか。	50	宿嫌 <small>甲</small> 〇 <small>甲</small>	21		49	推罪 <small>負</small> 罪負	20		48	節級 <small>上耳</small> 科 <small>云</small>	20?		47	部領 <small>部</small> 治之	20	
---	-----	---	------------------------	---	-----------------------	---	----------------------	---	---------------------------------------	---	-----------------------	---	-----------------------	---	--	---	--	----	---------------------	----	-----------	----	-----------------------------	-----	-----------	----	-------------------------	-----	----------	----	---	----	--	----	---------------------------	----	--	----	--	-----	--	----	---------------------------	----	--

B															
25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
任 耳可用	勝受斛斗 物斛斗多少之數也	<input type="checkbox"/> 乙云船形及 <input type="checkbox"/> 也	私	逐 乙云	主船司	申上 上白	申請 受白	弁 能治者申請	旅 人	廢 之止	交 急也乙 云忽也	陷 流也	填 耳滿	本司 縫殿 寮之	料理 如修
14	14	14?	14	13	13	13	12	12	12	12	12	12	10	9	8
		「色目」の説明か。									16条参照。				

B'		B													
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	30	29	28	27	26
<input type="checkbox"/> 乙云(運カ)	令送 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 載在者 〔名カ〕	勤度者云甲	所部有来	驗實乙云若本文 外有增物	文外更須 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 過所文持還 〔時カ〕 <input type="checkbox"/> 也	還者	過所 乙云帳内資人隨受其主本司之 資人私度者□京及國司也	關 第十八	堰 乙云井 支也 〔世カ〕	修營 理修	交 也忽	<input type="checkbox"/> 訖也	不
?	?	5?	5?	1	1	1	1?	1	1	1	17	16	16	?	14
		「勤元来姓名年紀」と關係か。	「勤度」に相当か、あるいは「度闕者」に相当か。				前項のつづきか。			何の数字か不明(本文参照)。			12条参照。		

C													
25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
行名 若案肆 者即案	禁物 甲 兵器弓箭 及馬	捉獲 乙云巡察取獲 者皆没官也	初	為糺獲 □ □ □ □ 物二人分一分糺人 其 〔糺カ〕 所證糺者其人	易之前 □ □ □ □ 官司未估價之前 私市交易為也	乙云審客 □ □ □ □ 物始日檢校 □ □ □ □ 數者亦他關不須檢校	蕃客 □ □ □ □ 客也	不得置鐵治云乙	市易 乙 □ □	鐵	〔名稱カ〕 □ □ □ □ 國司昔相 勸放還也	西者 □ □ □ □	入 □ □
12	9	8	?	8?	8	7?	7	6	6	6	5?	6?	?
				「為人糺獲」に相当か。		7条のいづれかの語句の注釈であろう。					「勸元米姓名年紀同放還」の相当語句の注釈か。	「東辺北辺」と關係か。	

C													
38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	
以古物改 □ □ □ □	券 云者馬塔置文二通寫而一通者 署名而市司留為案一通署名授 主為券音眷也甲云造二通一通 官司署名為案一通取署付	概	格 □ □ □ □ 部反音各也	稱 管懸而量云評 耳乙云木稱也	量 斗升 耳	度 尺丈	權 衡之 重	令准中 □ □ □ □ 令價也	贓物 令遠國被盜之物 等乙云假	評量	布價 凡官布價者必以中布為 恨以上下者不為恨云耳 (マ) (マ)	見 □ □ □ □ 也俗云蘇良尔 □ □ □ □ 木國 故彼所將 □ □ □ □ 之價之分此處莫 配云耳 □ □ □ □ 所將買分價以而許配可 (必カ)	
17?	16	15	15	15	14	14	14	13?	13	13	13?	?	
内容的に17条と關係か。								「准中估價」と關係か。			「中估價」に相当か。本文参照。		

C			
42	41	40	39
鑿	槍乙云 □	横刀乙云 大刀	濫 <small>(偽カ)</small> □ <small>作者以豆墨等如漆寫泥塗 者等凡如此類者平莫賣也</small>
17	17	17	17

※古本令私記の注釈文は、一字のものを除き、すべて二行の割注の形をとっている。ただし、本表ではスペースの都合上、二行、四行にして掲載したのものも含まれている。その他、類推されたい。

註(12) 三代格大同四年五月十一日官符、同元慶某年官符、三代実録仁和二年十一月十一日条、延喜民部式、延喜主税式など。軍毅だけを対象とするのは三代格弘仁五年正月十五日官符のみである。

(13) 大宝令期の正倉院文書に主帳以外の軍団の官員の活動がみられながらも、主帳のみまったくみえないのは、大宝令期の軍団主帳がもともと兵士から簡用されるという身分の者であり、そのために他の官員のように大きな公的活動に責任を負って職務に關与することが認められなかったためかもしれない。

(14) 拙稿「軍毅についての一考察」(ヒストリア六二)。